

名家連ニュース

平成 28 年 12 月 2 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 434 号

家族SST連続講座など今後の行事日程のお知らせ

- ◆ 家族SST連続講座 平成 28 年 12 月 10 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 同朋大学
- ◆ 「きらりの集い 2017in 名古屋」 平成 29 年 1 月 7 日 (土) 8 日 (日) 名古屋国際センター

※「ピアサポート協会きらり」主催。第 1 回福岡県、第 2 回鹿児島県、第 3 回佐賀県、第 4 回広島県と引継ぎながら全国の仲間と繋がっていきこうと毎年開催されています。案内チラシは家族会へ配布済みです。
本人はもちろん、家族の皆さんも一緒に集って「☆きらり」「☆きらり」と輝きましょう!!

- ◆ 名家連代表者会議 平成 29 年 1 月 21 日 (土) 午後 1 時 30 分～ 名家連事務所
- ◆ あした天気にな～れ 平成 29 年 1 月 22 日 (日) 刈谷市
- ◆ 愛家連研修会 平成 29 年 2 月 12 日 (日) ウィンクあいち
- ◆ こころの健康フェアなごや 平成 29 年 3 月 4 日 (土) イオンタウン千種
- ◆ ADF 地域フォーラム 平成 29 年 3 月 4 日 (土) 区役所講堂申請中
- ◆ 第 19 回名家連総会 平成 29 年 5 月 20 日 (土) 午後 1 時～ 大同健保会館
- ◆ 第 51 回愛家連総会 平成 29 年 5 月 28 日 (日) 刈谷市

《障害年金ガイドライン解説》(その 1)就労との関係

— 就労している事実だけで、障害年金の支給決定が判断されることはありません —

ガイドラインが示す総合評価の際に考慮すべき要素の例

- ①精神・知的に係る共通事項 — 労働に従事していることをもって直ちに日常生活能力が向上したものと捉えず、療養状況を考慮するとともに、仕事の種類、内容、就労状況、仕事場で受けている援助の内容、他の従業員との意思疎通の状況などを十分確認したうえで日常生活能力を判断する。
- ②精神・知的に係る共通事項 — 援助や配慮が常態化した環境下では安定した就労ができている場合でも、その援助や配慮がない場合に予想される状態を考慮する。
- ③精神・知的に係る共通事項 — 相当程度の援助を受けて就労している場合は、それを考慮する。

※③の具体的な内容例

- ・ 就労系障害福祉サービス（就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型）及び障害者雇用制度による就労については、1 級または 2 級の可能性を検討する。就労移行支援についても同様とする。
- ・ 障害者雇用制度を利用しない一般企業や自営・家業等で就労している場合でも、就労系障害福祉サービスや障害者雇用制度における支援と同程度の援助を受けて就労している場合は、2 級の可能性を検討する。
- ④精神障害 安定した就労ができているか考慮する。1 年を超えて就労できていたとしても、その間における就労の頻度や就労を継続するために受けている援助や配慮の状況も踏まえ、就労の実態が不安定な場合は、それを考慮する。
- ⑤精神障害による出勤状況への影響（頻回の欠勤・早退・遅刻など）、仕事場での臨機応変な対応や意思疎通に困難な状況がみられる場合は、それを考慮する。